

生活困窮者支援の取り組み ～かながわライフサポート事業～

社会福祉法人小田原福祉会 潤生園

1. 施設および施設所在地の紹介

小田原市は、神奈川の西の玄関口にある人口約20万の特例市であり、面積は県内の市として、横浜市、相模原市、川崎市に次いで4番目の広さを有している。市の南西部は箱根連山につながる山地であり、市の中央を酒匂川が南北に流れて足柄平野を形成しており、南部を相模湾に面し、年間を通して温暖な気候に恵まれた地である。

この地にあって、小田原福祉会は設立以来36年間、「市民を介護で困らせない」をモットーに、常に小田原市民の福祉向上に貢献してきた。1978年に初めて特養ホームを開設したが、当時の「施設福祉中心」の時代にあっても、「在宅福祉」に着目し、以来35年間、常に行動の軸足を「地域福祉」の発展に定め、わが国の高齢者福祉を先導し、社会福祉法人としての使命を果たしてきたと自負している。

2. かながわライフサポート事業創設の背景と仕組み

ところで、近年、社会福祉法人を取り巻く環境は、年々厳しさを増しており、改めて、その存在意義が問われる時代になったことを実感している。言うまでもなく、社会福祉法人は、民間社会福祉事業の主たる担い手として、社会福祉法に基づいて設立された特別法人であり、これまでも一貫して国民の社会福

祉に寄与してきた実績は評価されるものであり、これからも引き続き、社会福祉事業の中心的な役割を果たしていく存在であることは論を待たない。とともに社会福祉法人は「地域におけるさまざまな福祉需要にきめ細かく柔軟に対応し、あるいは制度の狭間に落ちている人への支援を行うことも、本来の社会福祉法人としての重要な責務である」と考えていた。折から、平成23年秋、神奈川県社協経営者部会に於いて「社会福祉法人の在り方」を改めて議論するなかで、「社会福祉法人として、いかに社会に貢献できるか、どのように地域に貢献できるか」を真剣に話し合った。その結果、「社会福祉法人創設のころの原点に立ち返り、目の前に困っている人がいたら、いかにしてサポートできるかを考え、まずは実践していこう」との声が上がり、生活困窮者支援の事業化の機運が一気に高まった。そして平成24年度に、大阪府社協の「社会貢献事業」を参考に討議を重ねた結果、平成25年度より「かながわライフサポート事業」として発足することとなった。

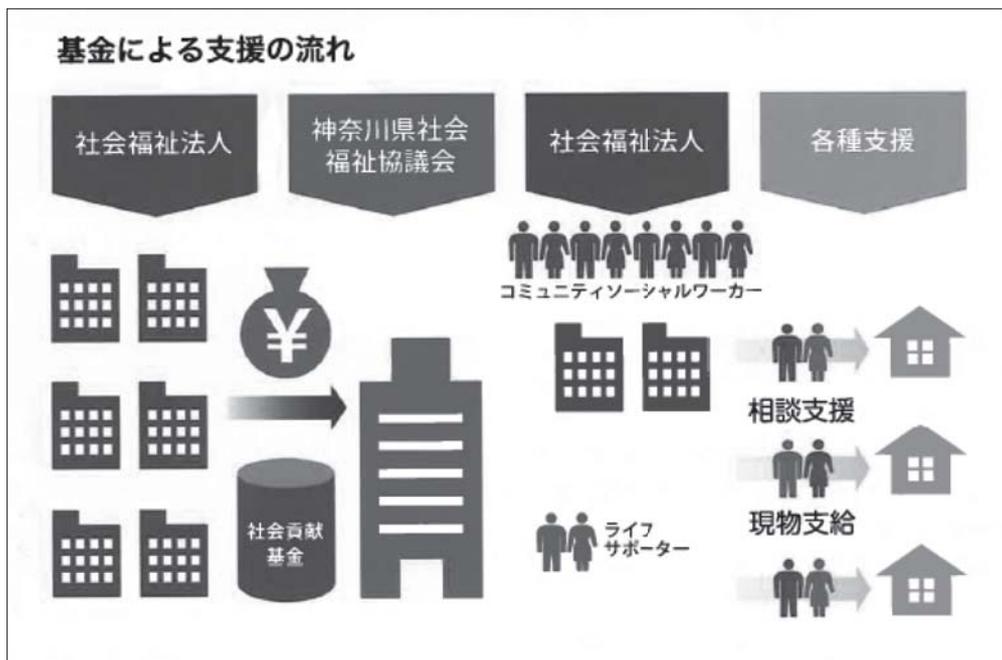
事業の実施主体は県社協であるが、事業原資の多くは参加法人による拠出金(かながわライフサポート基金)で支える。また事業を展開する上で中心となる人材面においても、参加法人が自己の運営する施設等で実務を担っている相談員を推薦し、県社協がコミュニティソーシャルワーカー(以下、CSW)と

して委嘱した。事業内容について、最も基本とするものは「総合生活相談機能」であり、専門的な知識・相談技術を活用し、地域での訪問活動を積極的に行うと同時に、地域の各機関との連携を深めて、要支援者の発見に努め、その課題を解決するために、迅速にきめ細やかな支援を行う。そして必要な制度・サービスを調整し、経済的に困窮している方に対しては、制度利用につながるまでの間、必要に応じて現物給付による生活支援を行っていく。この事業に対して「国としても、第2のセーフティーネットの構築や、生活困窮者を支援する新たな法律づくりを目指しており、神奈川がこの取り組みを自主的・先駆的に実施した先には、国が検討する仕組みとの連携の可能性もあるだろう」、「県としてもこの事業に最大限協力し、バックアップしていく」等の声が寄せられている。

社会福祉法人に求められる役割や機能は、今後ますます増大して行くと考えられる。「法人の経営成果は、制度になっておらず補助金

の対象にもなっていないような、潜在的な福祉ニーズにも対応すべき」との考え方も、ますます大きくなっていくであろう。冒頭でも述べたとおり、小田原福祉会は法人設立以来、多様化する地域の福祉ニーズに即応する、先駆的・開拓的なサービスの実践、低所得者や社会的な援護を要する人びとに対する支援、福祉人材の養成・福祉教育の実践等に積極的に取り組んできた。その実践過程を通して、法人内で組織化され、事業化され、あるいは制度化されたものは数多くある。経済的困窮者に対する現物給付について、これまでもことある毎に事業化の必要性を訴えてきた。

大阪府社協の「社会貢献事業」に次いで、今年度より神奈川県社協の「かながわライフサポート事業」がスタートしたが、既に東京都や埼玉県等からも同事業に対する照会が寄せられている。近い将来、国による制度化の可能性も含め、「社会福祉法人の存在意義」を示す意味からも、社会福祉法人の重要な事業の一つになるのではないかと考えている。



図：かながわライフサポート基金設置の流れ

事業の要となるCSWには、①訪問を原則とし(アウトリーチ)、②その人の住まいで向き合って状況を把握し(課題の発見)、③解決方法を模索し、状況を把握し(フットワーク)、④その人に寄り添い、同じ立場で課題を共有し(課題解決のパートナー)、⑤自らの感性と相談援助技術により(福祉性・専門性)、⑥民間の活動として制度にとらわれずに対応し(自由・柔軟性)、⑦必要だと判断すれば、経済的援助を行う(解決手段を持った活動)等が求められる。



総合生活相談の様子 ※神奈川新聞社提供

また、事業の対象者となる「生活困窮者」には、①「経済的困窮者」(生活保護に至る前の段階にある者、および必要に応じて生活保護受給者)、②「社会的孤立者」、③「複合的な課題を抱えている者」等があり、それぞれが重なり合っていて増加している。

3. CSWとしての活動のポイントと実際

本年8月よりスタートした事業であるが、当法人で受けた4事例のうち、複合的な課題

を抱える二つの事例を紹介する。

事例1	<p>循環器の障害を持つ母親(78)、知的障害の長男(49)、精神障害の次男(48)の三人家族。母と長男の年金で暮らしているが、次男の浪費と母親の家計管理がうまくできないことから、次の年金支給日まで一カ月位で所持金がゼロになることが度々起きる。母親と次男のいざこざが絶えず、長男が家出をして、万引きで警察に保護されることも、年に数回起きている。市営住宅に住んでいるが、長男と次男の吸うタバコの煙をめぐって、隣人とトラブルになり、地域との付き合いもほとんどない。</p> <p>地域包括支援センターより引き継ぎ、ライフサポート事業で支援している。</p>
事例2	<p>男性(45)独居。父親が亡くなり、福祉施設に勤務しながら母親の介護をしていたが、その母も亡くなり、県内の他市より転居して来た。身寄りもなく、アルバイトで工場に勤めたが、経営が苦しいことを理由に、2カ月ほど前に退職を余儀なくされた。</p> <p>借金もあり、職探しの一方で、利用できる公的支援制度を探したが、いずれも「条件が合わない」と断られた。収入が途絶えて家賃も光熱費も滞納し、手元の現金も数千円程度となり、市役所に生活保護の相談に行ったところ、ライフサポート事業を紹介された。</p>

事例1、事例2は、いずれも、生活保護に至る前段階の生活困窮者であり、社会的孤立

者でもあるとともに複合的課題を抱えた人々である。

ライフサポート事業の今後の課題の一つに「生活困窮者の見えづらさ」がある。これら多くの複合的課題を抱えた人々の側から見れば、地域には数多くの制度や機関があっても、周知が十分でないうえ、それらが「縦割り」で機能しているので、「どこにアクセスしたらよいのか」考えが及ばないということである。また、制度や機関の側から「生活困窮者」にアクセスしようとしても、「高齢者」や「障害者」に比べて、近年問題となっている現役世代の長期失業者やワーキングプア、ネットカフェ難民、ひきこもり、そして複合的課題を抱える人々は見えにくい。どこにどれだけの生活困窮者がいて、どのような支援を必要としているのかがはっきりと見えないうまま、そして生活困窮者は、どの機関にどのように支援を求めればいいのかかわからないまま、制度・機関の狭間に滞留しているのである。

CSWに課せられた使命は、その課題に挑戦し、地域の制度・機関・サービス、そして地域住民や友人といったインフォーマルな関係者等とも連携を深めながら、「生活困窮者」の発見に努め、それらを上手につないで行くことである。

内閣府「パーソナル・サポート・サービス」モデル事業の2012年3月時点(2010~2011年度にモデル事業を実施した19地域での集計データ)で、6,596件の相談を受理し、5,099件が、パーソナル・サポートにつながったとのデータがある。短い期間、限られた地域のモデル事業でありながら、多くの相談が寄せられ、実際に支援が行われている。生活困難者の数を正確に知ることは難しいが、既存の制度・機関では十分に対応できない潜在ニ-

ズが、地域に多くあることがうかがえる。

4. 今後の展望と法人がめざすもの

今後、外部はもとより、法人内に於いても、「かながわライフサポート事業」の意義・必要性について周知徹底を図り、CSWの養成・送り出しのできる土壌を整備していく。この事業に携わるCSWには、ケアマネジメントの基本的な知識や技能のみならず、高い問題意識と倫理観、福祉や雇用に関する幅広い知識、同僚や地域の様々な支援機関との連携調整能力等が求められる。場合によっては、民間企業に長く勤めた人材が、その経験を活かしてこの業務に携わることも効果的であるかもしれない。その資質や能力を活かすための充実した研修・人材育成の仕組みも必要となるであろう。そのためにも、まずは、世代を超えた包括的な相談・支援の窓口となる「生活相談総合支援センター(仮称)」を立ち上げてまいりたい。

参考文献

1. 潤生園理事長挨拶(潤生園ホームページ)
2. 社会福祉法人のあり方検討会(社会福祉法人の存在意義)
(全国社会福祉施設経営者協議会)
3. 社会福祉法人による暮らしのレスキュー「かながわライフサポート事業」スタート(福祉タイムズ第742号)
4. ~生活困窮差レスキュー事業~(大阪府社会福祉協議会)
CSWのあるべき姿(かながわライフサポート事業キックオフセミナー)
5. 「新たな」生活困窮者支援はなぜ必要か
福田志織(みずほ情報総研)

(文責 潤生園 CSW 渡邊 芳夫)